

第5期障がい（児）福祉計画の構成（案）

資料 1 - 1

第4期計画	第5期計画
<p>第1章 計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画作成の趣旨・目的</li> <li>・ 計画の位置づけ</li> </ul>	<p>第1章 計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画作成の趣旨・目的</li> <li>・ 計画の位置づけ</li> </ul>
<p>(第4期計画 資料より移動→) (第4期計画 第3,4章より移動→)</p>	<p>第2章 障がいのある人及びサービス提供体制の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人の数</li> <li>・ サービスの提供体制の現状</li> </ul>
<p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画推進の基本方針</li> <li>・ 平成29年度の目標値について</li> </ul>	<p>第3章 計画推進のための基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針</li> </ul>
<p>(第4期計画 第5章より移動→)</p>	<p>第4章 計画推進のための具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な取り組み</li> </ul>
<p>(第4期計画 第2章より移動→)</p>	<p>第5章 目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成32年度の成果目標</li> </ul>
<p>第3章 障がい福祉サービスの現状と見込量及び確保策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの提供体制の現状</li> <li>・ サービス見込量</li> </ul>	<p>第6章 サービス見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な考え方</li> <li>・ サービス見込量</li> </ul>
<p>第4章 地域生活支援事業の現状と見込量及び確保策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの提供体制の現状</li> <li>・ サービス見込量</li> </ul>	
<p>第5章 計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点的な取り組み</li> <li>・ 計画の進行管理</li> <li>・ ヒアリングで出された意見</li> </ul>	<p>第7章 計画の推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の推進体制</li> <li>・ 計画の進行管理</li> </ul>
<p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人の数</li> <li>・ 計画策定経過</li> </ul>	<p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒアリングで出された意見</li> <li>・ 計画策定経過</li> </ul>

### 第3章 計画推進のための基本的事項

#### 1 第2期障がい者計画の基本理念と基本目標

基本理念 すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現

#### 基本目標

- |                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| 1 さまざまな障がいに応じた生活支援の充実           | 5 障がいに対する理解や配慮の促進      |
| 2 健康の維持・増進に向けた保健・医療の充実          | 6 暮らしやすいまちづくり          |
| 3 障がいのある子どもが健やかに成長できる教育・療育環境の充実 | 7 災害から命を守る対策と防犯対策の推進   |
| 4 経済的自立に向けた就労環境の充実              | 8 障がいのある人のスポーツ・文化活動の促進 |

#### 2 第5期障がい（児）福祉計画の基本方針（案）

推進項目	
推進施策	
1 さまざまな障がいに応じた生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 生活を支えるサービスの充実 (3) 地域共生に向けた取組の推進 (4) 人材の育成・確保
2 発達障がいのある人や保健・医療を必要とする人への支援	(1) 医療を必要とする人への支援体制の充実（仮 ※精神障がい包括ケア） (2) 障がいの要因となる疾病の予防・早期発見体制の充実 (3) こころの健康づくりの推進 (4) 発達障がいのある人への支援 (5) 医療的ケアが必要な人への支援

3 障がいのある子どもの健やかな育成のための支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支援体制の充実</li> <li>(2) 発達支援の充実</li> <li>(3) 教育との連携</li> <li>(4) 家族やきょうだいへの支援</li> </ul>
4 経済的自立に向けた就労環境の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民や企業、行政等による応援体制づくり</li> <li>(2) 福祉的就労の充実</li> <li>(3) 一般就労の推進</li> </ul>
5 障がいに対する理解や配慮の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がいに対する理解の促進</li> <li>(2) 情報・コミュニケーションの確保</li> <li>(3) 権利擁護の推進</li> <li>(4) 虐待の防止・差別の解消</li> </ul>
6 暮らしやすいまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) バリアフリーの促進</li> <li>(2) 外出の支援</li> <li>(3) 地域福祉の推進</li> </ul>
7 災害から命を守る対策と防犯対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策の推進</li> <li>(2) 防犯対策の推進</li> </ul>
8 障がいのある人のスポーツ・文化活動の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進</li> <li>(2) 芸術・文化活動の促進</li> </ul>

## 第4章 計画推進のための具体的な取組（案）

第4期計画(第5章 計画の推進)	第5期計画
(1) 相談支援体制の充実・強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の周知</li> <li>・ 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実</li> <li>・ 基幹相談支援センターが中心となった相談支援体制の強化</li> </ul>
(2) 就労の場、或いは日中活動の場の確保を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホームなどの住まいの整備</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所や児童発達支援事業所の確保</li> <li>・ 地域生活支援拠点の整備</li> <li>・ サービスの格差解消に向けた関係機関への働きかけ</li> <li>・ サービスの担い手の確保に向けた教育機関等との連携</li> <li>・ サービス提供事業所職員の質の向上</li> <li>・ 企業に対する理解の促進</li> <li>・ 障害者就業・生活支援センターと基幹相談支援センターとの連携強化</li> <li>・ 就労継続支援事業所等による就労の場の確保</li> <li>・ 就労の場までの交通費の助成</li> <li>・ ハローワークとの連携強化</li> <li>・ 職場定着支援</li> </ul>
(3) 短期入所施設の増設を働きかける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアが必要な人への支援について関係機関による協議の実施</li> </ul>
(4) 発達障がい児(者)、高次脳機能障がい者及び難病患者等への支援に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病患者等への一層の周知</li> </ul>
(5) 制度の周知を図る	<p>(第4期計画では、サービス利用計画等の大幅な制度見直しについて周知)</p>
(6) 障がいの特性に応じた福祉避難所の確保に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及啓発</li> <li>・ 避難行動要支援者の支援に関する体制整備</li> <li>・ 広報活動など啓発活動の実施</li> </ul>

(7) 今後、検討すべき課題	(第4期計画では、親亡き後の生活の場の確保、地域間の社会資源の偏在、高齢者を含めた施設整備に向けた関係者の連携などを課題として記載)
(8) 「北見市障がい者支援ネットワーク」の仕組みの再構築を図る	(第4期計画では、課題の集約や整理を行う「代表者会議」のような場の設置を含めて検討すると記載)
	(9) 地域共生社会の実現に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり</li> <li>・ 地域の実情に応じたサービスの確保</li> <li>・ 医療的ケア児等専門的な支援が必要な方への包括的な支援体制の構築</li> </ul>
	(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置</li> </ul>
	(11) 障がい児支援の提供体制の計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの設置</li> <li>・ 保育所等訪問支援体制の構築</li> <li>・ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置</li> <li>・ 子ども総合支援センターや保健センターなどを中心とした支援体制の充実</li> <li>・ 地域子育て支援センターとの連携</li> <li>・ 幼稚園及び保育所における相談支援の充実</li> </ul>
	(12) 発達障がい者支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターを中心とした支援体制の充実</li> <li>・ 保健センターや子ども総合支援センターなどによる相談支援</li> <li>・ 専門機関との連携</li> </ul>
	(13) 障がい者虐待の防止

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者虐待防止センターを中心とした迅速な対応と再発防止</li> <li>・ 障害者虐待防止法の周知</li> </ul>
	<p>(14) 意思決定支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者や成年後見の担い手に対する普及</li> <li>・ 成年後見支援センターの利用促進</li> </ul>
	<p>(15) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動を通じた社会参加や障がい者等に対する理解の促進</li> <li>・ 発表の機会、住民の参加機会の確保</li> </ul>
	<p>(16) 障がいを理由とする差別解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差別解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発</li> <li>・ 障害者差別解消法の周知</li> </ul>